

下松市本人通知登録申請書

年 月 日 申請

（宛先）下松市長

下松市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、裏面の内容に同意の上、次のとおり登録を申請します。

①登録者	住所	〒	
	氏名		
	連絡先	自宅・携帯 () ー	
登録内容	氏名	フリガナ	生年月日
		<input type="checkbox"/> ①登録者の氏名に同じ	
	住所	<input type="checkbox"/> ①登録者の住所に同じ 山口県 下松市	
	本籍	山口県 下松市	
	筆頭者		

申請者	1 本人（①と同じ方）	2 代理人
-----	-------------	-------

代理人の場合は、次の欄にも記入してください。

代理人区分	1 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> その他 ()	2 任意代理人
住所		
氏名	フリガナ	生年月日
連絡先	自宅・携帯 () ー	

- 注1：裏面の内容をよくお読みください。
 注2：太枠内各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
 注3：次の書類について提出又は提示をしてください。
 (1) あなたが申請者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
 (2) あなたが法定代理人であるときは、併せて、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 (3) あなたがこの申請に係る任意代理人であるときは、併せて、その旨を証明する書類（委任者の自署による委任状）
 注4：登録者名簿への登録日は、申請受付日となります。

☆次の欄は、記入しないでください。

受付日	年 月 日			本人等確認書類	代理権限確認書類
通知	審査	確認	受付	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康・介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明 <input type="checkbox"/> 委任状＋本人確認書類 <input type="checkbox"/> その他 ()

下松市本人通知について

- 1 本人通知は、登録した者に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。）、戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む。）又は戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

<p>（注）本人等とは…（住民票関係）本人又は本人と同一世帯員 （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属</p>
--

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、市長が特別の事情があると認めるときを除きます。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - （1）住民票の写し等の交付年月日
 - （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - （3）交付請求者の種別※交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、御了承ください。
- 4 登録を希望する者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - （1）疾病等により直接申請をすることができない場合
 - （2）他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接申請をすることができない場合
- 6 登録を廃止しようとする場合又は転出若しくは転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。本人通知登録（変更・廃止）届出書による住所変更の届出を行わずに所在が不明となった場合は、登録を廃止することがあります。
- 7 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録を廃止します。